

平成27年11月秋田市議会定例会提出予定案件	
件名	説明
「 条 例 案 」 13件	
1 秋田市部設置条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 商工部および農林部を廃止し、産業振興部および観光文化スポーツ部を新設するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 商工部および農林部を廃止し、産業振興部および観光文化スポーツ部を新設するとともに、その所管する業務を定める。</p> <p>○施行期日 平成28年4月1日から</p>
2 秋田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を設定する件	<p>○設定理由 教育委員会の職務権限に属する事務のうち、市長が管理し、および執行する事務を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨 教育に関する事務のうち、次に掲げる事務は市長が管理し、および執行することとする。</p> <p>(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</p> <p>○施行期日 平成28年4月1日から。条例の施行に必要な経過措置を規定する。秋田市文化会館条例、秋田市立赤れんが郷土館条例および秋田市スポーツ施設条例の一部を改正し、規定を整備する。</p>

<p>3 秋田市市税条例の一部を改正する件</p> <p>・地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）：平成27年3月31日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>地方税法の一部改正（平成27年法律第2号）に伴い、徴収猶予の申請手続等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 徴収猶予および職権又は申請による換価の猶予に係る徴収金の納付・納入の方法は、猶予をする期間内の各月に分割する方法とする。 2 徴収猶予および職権又は申請による換価の猶予の手続等について規定する。 3 徴収猶予および職権又は申請による換価の猶予について、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合等には、担保の徴取を不要とすることとする。 <p>○施行期日 平成28年4月1日から。条例の施行に必要な経過措置を規定する。</p>
<p>4 秋田市個人番号の利用に関する条例を設定する件</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）：平成25年5月31日公布、一部を除き平成28年1月1日施行</p>	<p>○設定理由</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の施行に伴い、個人番号を利用することができる事務等を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例は、法第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。 2 市は、個人番号の利用に関し、その適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、市の特性に応じた施策を実施するものとする。 3 市が独自に個人番号を利用することが

できる事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 外国人に対する生活保護の措置に関する事務

(2) 身体障がい者等に対するバス運賃の助成に関する事務

(3) 重度身体障がい者に対する通院費用の補助に関する事務

(4) 療育手帳の交付に関する事務

4 3に掲げる事務の処理に関し利用することができる特定個人情報について規定する。

5 市の内部で行うことができる特定個人情報の情報連携について規定する。

○施行期日 平成28年1月1日から

5 秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件

○改正理由

桜地区コミュニティセンターを設置するため、改正しようとするもの

○改正要旨

桜地区コミュニティセンターを、秋田市桜台一丁目1番4号に設置する。

○施行期日 平成28年6月27日から。ただし、使用の許可等に関する規定は、同月1日から。条例の施行に必要な経過措置を規定する。

6 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する件

○改正理由

中央市民サービスセンター（以下「センター」という。）を設置し、その施設等について定めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

1 センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
秋田市	秋田市	千秋地区、中通地区、南
中央市	山王一	通地区、保戸野地区、高

民サービスセンター	丁目1番1号	陽地区、大町地区、旭北地区、檜山地区、旭南地区、川元地区、川尻地区、茨島地区、山王地区、泉地区（他のセンターの所管区域に属するものを除く。）および八橋地区
-----------	--------	---

2 センター（公の施設の機能を有する部分に限る。）の施設は、次のとおりとする。

センター名	施設名
秋田市中心市民サービスセンター	(1) 多目的ホール (2) 和室 (3) 洋室 (4) 音楽室 (5) 調理室 (6) 陶芸工作室 (7) 子育て交流ひろば

3 営利を目的とする場合、使用面積150平方メートル以上の和室および洋室の使用料を、1室1時間につき1,230円とする。

○施行期日 規則で定める日から。ただし、使用の許可等に関する規定は、平成28年4月1日から。秋田市公民館設置条例の一部を改正し、規定を整備する。

7 秋田市介護保険条例の一部を改正する件

○改正理由

介護保険料の普通徴収に係る納期を改めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

第1期から第12期までとなっている普通徴収の納期を、第1期から第9期までに改める。

○施行期日 平成28年4月1日から

8	秋田市保育所設置条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 川口保育所、土崎保育所および泉保育所の民間移行に伴い、各保育所を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 川口保育所の項、土崎保育所の項および泉保育所の項を削る。</p> <p>○施行期日 平成28年4月1日から</p>
9	<p>秋田市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する件</p> <p>・株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成27年法律第29号）：平成27年5月27日公布、一部を除き平成27年10月1日施行</p>	<p>○改正理由 融資あっせん措置の対象に特定非営利活動法人を加えるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 融資あっせん措置の対象となる中小企業者および小規模企業者に特定非営利活動法人を加えることとする。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
10	秋田市立秋田城跡歴史資料館条例を設定する件	<p>○設定理由 秋田市立秋田城跡歴史資料館（以下「歴史資料館」という。）を設置し、観覧料等を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 史跡秋田城跡の保護、調査研究、活用等を通じ、市民の教育と文化の向上に資するため、歴史資料館を設置する。 2 歴史資料館において行う事業は、次に掲げるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 史跡秋田城跡の保護および管理 (2) 史跡秋田城跡および関連遺跡の調査研究 (3) 史跡秋田城跡の整備および公開 (4) 史跡秋田城跡および関連遺跡の出土品および調査成果の展示等

(5) 史跡秋田城跡についての学習活動の支援等

(6) 関係機関および関係団体との連携

(7) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要と認める事業

3 歴史資料館の展示室は、常設展示室および企画展示室兼研修室とする。

4 歴史資料館の観覧料は、次の表のとおりとする。

区 分		金 額
観覧料	個人	1人 200円
	団体	1人 160円
年間観覧料		1人 300円

備考

(1) 団体とは、観覧しようとする者（高校生以下を除く。）の人数が20人以上の団体をいう。

(2) 年間観覧料を納付した者は、当該納付した日から起算して1年の間、歴史資料館を観覧することができるものとする。

(3) 高校生以下の観覧料は無料とする。

5 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減免することができることとする。

6 既納の観覧料は、原則として還付しないものとする。

7 歴史資料館の資料を汚損したとき等は、原則として、その損害を賠償し、又は原状回復しなければならないこととする。

8 秋田市立秋田城跡歴史資料館協議会を置くこととし、委員の定数および任期を定める。

○施行期日 平成28年4月16日から

11	秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 歴史資料館を共通観覧券の対象となる文化施設に加えるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共通観覧券の利用の対象に歴史資料館を加えることとする。 2 共通観覧券により歴史資料館の利用等をする者は、歴史資料館の観覧料を納付した者とみなすこととする。 <p>○施行期日 平成28年4月16日から。条例の施行に必要な経過措置を規定する。</p>
12	秋田市女性学習センター条例を廃止する件	<p>○廃止理由 女性学習センターを廃止するため、この条例を廃止しようとするもの</p> <p>○施行期日 規則で定める日から</p>
13	秋田市火災予防条例の一部を改正する件 ・消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）： 平成26年10月16日公布、一部を除き平成28年4月1日施行	<p>○改正理由 消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 消火器具を設置すべき防火対象物の細分化に伴い、規定を整備する。</p> <p>○施行期日 平成28年4月1日から</p>
「単行案」 17件		
14	秋田市行政の基本構想を策定する件	○秋田市行政の基本構想を策定しようとするもの
	<ol style="list-style-type: none"> 1 名称 新・県都『あきた』成長プラン（第13次秋田市総合計画） 2 基本理念 人口減少・少子高齢化が進行する中、地域の活力を維持し、本県全体を牽引する県都として持続的な成長・発展を実現していくためには、人口減少問 	

題を正面から受けとめ、次の世代に引き継ぐことができる元気な秋田市づくりを進めていかなければなりません。

秋田市を元気にし、次の世代に引き継ぐ原動力となるのは、間違いなく人そのものであり、市民一人ひとりが輝くためにも、それぞれの能力や個性を發揮しながら、自らの可能性を追い求めていける社会が求められています。

年齢や性別を問わず、自分らしくいきいきと輝いている「人」

にぎわいにあふれ、多彩な魅力に満ちている「まち」

四季の移り変わりのように彩り豊かで、心うるおう「暮らし」

市と市民が協力しあいながら、そのような人・まち・くらしの実現を目指していくこととし、本市の基本理念を次のように定めます。

“ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし

～ ストップ人口減少 元気と豊かさを次世代に ～ ”

また、国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の人口は、2040（平成52）年に約23万5千人まで減少する一方、老年人口割合は約42%に達すると推計されています。

こうした状況に今すぐ歯止めをかけることは困難ではありますが、人口減少対策を喫緊の最重要課題と位置付け、元気な秋田市づくりを進めるとともに、人口減少下において発展や拡大のみにとらわれることなく、成熟や質的な向上による暮らしの豊かさを次の世代に引き継いでいくため、基本理念の副題に「ストップ人口減少 元気と豊かさを次世代に」を掲げます。

3 将来都市像

- (1) 豊かで活気に満ちたまち
- (2) 緑あふれる環境を備えた快適なまち
- (3) 健康で安全安心に暮らせるまち
- (4) 家族と地域が支えあう元気なまち
- (5) 人と文化をはぐくむ誇れるまち

4 成長戦略

戦略1 地域産業の振興と雇用の創出

戦略2 芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力向上

戦略3 豊かな自然をいかした環境立市の確立

戦略4 子どもを生き育てやすい社会づくり

戦略5 いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり

5 計画期間

平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度）

※提出根拠条例：地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件指定条例

15	公立大学法人秋田公立美術大学が徴収する料金の上限の変更を認可する件	○秋田公立美術工芸短期大学の廃止が認可されたことに伴い、同短期大学において徴収する授業料の上限額に係る規定を削除しようとするもの ※提出根拠法：地方独立行政法人法第23条第1項および第2項
16	秋田市障害福祉サービスセンターの指定管理者を指定する件	○障害福祉サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 社会福祉法人秋田育明会 ・指定の期間 平成28年4月1日～平成31年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
17	秋田市雄和ふれあいプラザの指定管理者を指定する件	○雄和ふれあいプラザの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 ・指定の期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
18	秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定する件	○雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 秋田ダリア栽培組合 ・指定の期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
19	秋田市営住宅等の指定管理者を指定する件	○秋田市営住宅等の指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 一般財団法人秋田県建築住宅センター ・指定の期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項

20	市道路線を認定する件	<p>○宅地造成に伴い新設された道路を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 1路線 延長 94.50m ・認定後の市道路線延長 約2,012.5km <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>
21	雄和地域統合小学校新築等工事請負契約の変更契約を締結する件	<p>○雄和地域統合小学校新築等工事請負契約の変更契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決年月日 平成26年12月19日 ・議案番号 平成26年議案第151号 ・工事場所 秋田市雄和石田字蟹沢40番地 ・変更事項 契約金額「650,245,320円」を「668,864,520円」に変更するもの ・契約先 伊藤・珍田・小南建設工事共同企業体 ・変更理由 インフレスライド条項に基づくスライド変更金額の確定による <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
22	連結デスク等を買入れる件	<p>○連結デスク等を買入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市新庁舎 ・契約金額 129,600,000円 ・契約先 株式会社クラヤ ・納期 平成28年4月26日 ・概要 <ul style="list-style-type: none"> 連結デスク 109組 ワゴン 1,182台 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>

23	キャビネットを買い入れる件	<p>○キャビネットを買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市新庁舎 ・契約金額 93,312,000円 ・契約先 株式会社マルシン ・納期 平成28年4月26日 ・概要 ローキャビネット(3枚扉引戸型)414組 ローキャビネット(3段引出型) 441組 ハイキャビネット 191組 横型移動棚 3台 凶面キャビネット 4組 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
24	カウンターを買い入れる件	<p>○カウンターを買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市新庁舎 ・契約金額 74,952,000円 ・契約先 有限会社金圓 ・納期 平成28年4月26日 ・概要 カウンター 一式 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
25	カウンター用チェア等を買入れる件	<p>○カウンター用チェア等を買入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市新庁舎 ・契約金額 31,104,000円 ・契約先 株式会社那波伊四郎商店 ・納期 平成28年4月26日 ・概要 カウンター用チェア 396脚 ロビーチェア 40脚 キッズサークル 2組 記載台 6台 パンフレットスタンド等 一式 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>

26	ハンドル式移動棚を買い入れる件	<p>○ハンドル式移動棚を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市新庁舎 ・契約金額 30,780,000円 ・契約先 辻兵商事株式会社 ・納期 平成28年4月26日 ・概要 ハンドル式移動棚(総合書庫用) 一式 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
27	ハンドル式移動棚を買い入れる件	<p>○ハンドル式移動棚を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市新庁舎 ・契約金額 31,860,000円 ・契約先 株式会社マルシン ・納期 平成28年4月26日 ・概要 ハンドル式移動棚(書庫用) 一式 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
28	会議用テーブル等を買い入れる件	<p>○会議用テーブル等を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市新庁舎 ・契約金額 34,344,000円 ・契約先 株式会社那波伊四郎商店 ・納期 平成28年4月26日 ・概要 委員会室用会議テーブル 70台 議会会議室用テーブル 11台 正庁用テーブル 50台 委員会室用椅子 108脚 議会会議室用椅子 22脚 議員控室用デスク 39台 会議用チェア台車 8台 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>

29	ローパーティション等を買入れる件	<p>○ローパーティション等を買入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市新庁舎 ・契約金額 44,798,400円 ・契約先 株式会社イシカワ ・納期 平成28年4月26日 ・概要 ローパーティション 一式 スチールパーティション 一式 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
30	ダイヤル式ロッカー等を買入れる件	<p>○ダイヤル式ロッカー等を買入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市新庁舎 ・契約金額 32,940,000円 ・契約先 有限会社金圓 ・納期 平成28年3月31日 ・概要 ダイヤル式ロッカー 375台 軽中量棚 19組 シューズボックス 24台 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
「 予 算 案 」 13件		
31	平成27年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件	<p>○資料別紙</p>
32	平成27年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件	
33	平成27年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件	
34	平成27年度秋田市中心卸売市場会計補正予算（第1号）の件	

35	平成27年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙	
36	平成27年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件		
37	平成27年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件		
38	平成27年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）の件		
39	平成27年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）の件		
40	平成27年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の件		
41	平成27年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件		
42	平成27年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件		
43	平成27年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件		
「追加提案」			
「人事案」 3件			
44	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件		○人権擁護委員山本尚子氏の任期満了（平成28年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項

45	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員高井志津子氏の任期満了（平成28年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
46	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>○人権擁護委員今野謙氏の任期満了（平成28年3月31日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期3年 <p>※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>